

第十三回 参議院通商産業委員会會議録第三十四号

昭和二十七年五月十日(土曜日)午前十一時五十分開会

委員の異動

四月十八日委員小松正雄君辭任につき、その補欠として齋武雄君を議長において指名した。

五月六日委員齋武雄君辭任につきその補欠として小松正雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

結城 安次君
栗山 良夫君

委員

泉山 三六君
中川 以良君
山本 米治君
加藤 正人君
清澤 俊英君
島 清君
境野 清雄君
石川 清一君

事務局側

常任委員 林 誠一君
会専門員

本日の會議に付した事件

○公益事業令の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

○連合委員会開会の件

○小委員補欠選任の件

○理事(結城安次君) これより通産委員会を開会いたします。

本日の議題は、公益事業令の一部改正法律案といふのを議題にいたします。

す。それでこの問題につきましては、

過般来、再三いろいろ打合せをいたしました。が、思うようなところに参りませんでしたので、今後この法案をどう取扱いをするかという点について御協議をいたしたいと存じます。本法案は、去る三月二十日に衆議院の可決案の送付を受けましたので、来る十八日が憲法第五十九條に規定するところの六十日に当ります。然るに、十八日は日曜日に当りますので、本會議の定例日を考慮いたしますと、十五日が本委員會として処置すべき最終日に相成りますが、微妙な関係にあります。法案でありますので、昨日理事會におきましてお打合せの結果、不測の事態を考慮いたしまして、十三日に委員會にて採決することを一応の前提といたしまして、本法案の取扱ひにつき御協議を願うことに相成つたのであります。御協議を願うに先立ち、本法案審議経過の概要を申し上げます。衆議院におきましては、三月十九日に通産委員會に付託、二十日には他の法案と合せて一時間の審議で全会一致にて可決、同日午後の本會議を通過いたしましたのであります。當委員會におきましては、三月二十六日に提案者に対し質疑を行つと共に、証人喚問を決定し、四月一日に、公納金制度制定當時の關係官、利害關係人である地方公共団体、及び電気事業者關係の代表者、會計法学者及び憲法学者から公納金制度制定當時の経過から見た本法案の妥当

性、利害關係人の主張及び學者の意見等を聴取いたしましたのであります。その結果は利害關係人の間で賛否が強く対立いたしました。その他の証人はお

おむね否定的でありまして、特に憲法學者は憲法違反の疑いが相當強い旨の証言をいたしておるのであります。証言の解釈につきましては、もとより各委員の判断に任すべきことでございすが、この法案の取扱ひの困難なことを考慮いたしまして、委員長及び理事慎重に検討いたしました結果、同院法制局間の法律見解の相違の調整、修正に対する提案者との懇談等を行なつたのであります。が、不調に終つたことは、四月二十四日の委員會で御報告申し上げた通りであります。最後に、二十六日には地方財政委員會及び公益事業委員會の出席を求めまして、説明を求めたのであります。が、両者は地方公共団体及び電気事業者の意見と同様に賛否が全く対立しておつたのであります。

以上を以ちまして本法案審議大要の御報告を終りますが、これでもおわかりの通り、本法案は複雑微妙な關係にありまします。法案取扱ひの御協議は秘密會にて行つことが適當と考えますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(結城安次君) 御異議ないようですから、關係者以外は……

○栗山良夫君 異議ありませんけれども、今日若し當委員會の態度決定をせ

られるならば、非常に今委員長報告にありましたように政治的な問題も含んでおりますので、でき得ればもう一度只今御列席になつていない他の會派の議員諸君も成るべく御出席を願つて、そこで一つ議事の進行を図つて頂くように御配慮願ひたいと思ひます。

○理事(結城安次君) 只今列席しておられない會派は、改進黨及び民主クラブであります。民主クラブは境野委員はすぐ見られます。ただ改進黨の石川さんが見えておられますが、今何かやつておるようでは、これはすく、もうほとんど参られるようでは、ちよつとそれじや難談的に待ちましようか。

ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○理事(結城安次君) 速記を始めて。
午前十一時十六分秘密會に移る

○理事(結城安次君) それではこれより秘密會に入ります。速記をとめて。
午前十一時十七分速記中止

午後零時六分速記開始

○理事(結城安次君) 速記を始めて。
これで秘密會を閉じます。

午後零時七分秘密會を終る

○理事(結城安次君) これから開会いたします。

今までの話合ひによりまして公益事業令の一部を改正する法律案はいろいろのことを勘案いたしまして修正案といたうことに決定しました。それで大体

修正案を出そうということになります。して、その修正案を各會派に持帰りまして、案文及び年限について各會派の意向を取りまとめ、十三日の通産委員會で決定しようということを今日は取り決めましたから、さう御報告をいたしておきます。

○理事(結城安次君) それから續いてお諮りいたしますが、中小企業に関する小委員會の委員長から日本開發銀行法の一部を改正する法律案につき、これが付託されておる大藏委員會に対し連合審査を申込まれたとの申入がありました。が、申入通り取計らつて差支えございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(結城安次君) 御異議ございませんね、ではさう取計らいます。

○理事(結城安次君) それから競輪に関する小委員會につきましてお諮りいたしますが、松浦小委員が通産委員を辭任されましたから欠員になつておりますので、石川清一君を補欠として指名いたします。

○理事(結城安次君) 連合委員會の今までの経過の報告を林専門員から願います。

○専門員(林誠一君) 一昨九日の經濟安定委員長理事打合會におきまして、今後の電源開發法に関する連合審査の予定打合がございまして、委員長が御出席下さいましたので、その経過をさつと申上げておきたいと思ひます。來週中は十二、十四、十六の三日

開午後一時から開くことになつております。それから再来週は十九日、二十一日の二回が一応予定として挙げられております。更にその次の週の二十六、七日頃に公職会を経済安定としてやりたいということ、日程の打合せがございまして、各委員会の質問通告者も相当おられますので、その程度は止むを得ないだろうということで一応打合せができております。更に各委員会の割当の語がありまして、来週の十二、十四、十六日の三日間を通産委員の質疑に当たるといふことで、その打合せ時は一応お話しができたわけでありまして、昨日の連合委員会でも又支障が起りまして、大蔵委員及び建設委員のかたの質疑が残つてしまつたのです。最初の打合せは、残つた分は十九、二十一日に廻すという予定だつたのですが、それを十二日に繰り延べたい、従つて通産委員の御質問は十四日以降に願いたいといふことを改めて申入がありました。それとそれから、一応御協議を願つておきたいと思ひます。

○理事(結城安次君) 只今の林専門員の御報告に何かお話し……

○境野清雄君 今のお話でまだ日にちが来ておらんからいいのですが、通産委員会との連合委員会をやつて質問が済みまして、公職会をやつたあともう一度連合委員会をやつてもらわないと、公職会で聞いたものが何もならぬと私は思ひます、それは一つ委員長にお含み置きを願ひたい。二十六日なり二十七日なり公職会をやつたら、その時期はいつでも適當な日にもう一度連合委員会をやつてもらうといふことだけをお含み置きを願ひたいと思ひます。

○理事(結城安次君) 承知いたしました。ほかにございませうか。それでは本日はこれにて散会いたします。午後零時十四分散会

四月二十六日本委員会に左の事件を付託された

- 一、中小企業資金金融通法制定促進に関する請願(第一六九二号)(第一七一六号)(第一七一七号)(第一七一八号)(第一七七八号)(第一七八〇号)(第一七八二号)(第一七八四号)(第一七八六号)(第一七八八号)(第一七九〇号)(第一七九二号)(第一七九四号)(第一七九六号)(第一七九八号)(第一八〇〇号)(第一八〇二号)(第一八〇四号)(第一八〇六号)(第一八〇八号)(第一八一〇号)(第一八一二号)(第一八一四号)(第一八一六号)(第一八一八号)(第一八二〇号)(第一八二二号)(第一八二四号)(第一八二六号)(第一八二八号)(第一八三〇号)(第一八三二号)(第一八三四号)(第一八三六号)(第一八三八号)(第一八四〇号)(第一八四二号)(第一八四四号)(第一八四六号)(第一八四八号)(第一八五〇号)(第一八五二号)(第一八五四号)(第一八五六号)(第一八五八号)(第一八六〇号)(第一八六二号)(第一八六四号)(第一八六六号)(第一八六八号)(第一八七〇号)(第一八七二号)(第一八七四号)(第一八七六号)(第一八七八号)(第一八八〇号)(第一八八二号)(第一八八四号)(第一八八六号)(第一八八八号)(第一八九〇号)(第一八九二号)(第一八九四号)(第一八九六号)(第一八九八号)(第一九〇〇号)(第一九〇二号)(第一九〇四号)(第一九〇六号)(第一九〇八号)(第一九一〇号)(第一九一二号)(第一九一四号)(第一九一六号)(第一九一八号)(第一九二〇号)(第一九二二号)(第一九二四号)(第一九二六号)(第一九二八号)(第一九三〇号)(第一九三二号)(第一九三四号)(第一九三六号)(第一九三八号)(第一九四〇号)(第一九四二号)(第一九四四号)(第一九四六号)(第一九四八号)(第一九五〇号)(第一九五二号)(第一九五四号)(第一九五六号)(第一九五八号)(第一九六〇号)(第一九六二号)(第一九六四号)(第一九六六号)(第一九六八号)(第一九七〇号)(第一九七二号)(第一九七四号)(第一九七六号)(第一九七八号)(第一九八〇号)(第一九八二号)(第一九八四号)(第一九八六号)(第一九八八号)(第一九九〇号)(第一九九二号)(第一九九四号)(第一九九六号)(第一九九八号)(第二〇〇〇号)

一、電気料金地域差是正等に関する陳情(第九五五号)
一、かんがい排水用電気料金軽減等に関する陳情(第九六四号)(第九六七号)

第一六九二号 昭和二十七年四月十四日受理
中小企業資金金融通法制定促進に関する請願

請願者 奈良市東向中町六社団 法人奈良商工会議所 会頭 越智岩太郎 紹介議員 駒井 藤平君

わが国産業振興の中核体である中小企業は、不当な重税と経済組織の矛盾による金融難にあえぎ、目下非常な危機に直面しているが、中小企業の振興なくして輸出産業も重要基礎産業も生活必需品産業も再建は期し難いものであるから、農林漁業資金金融通法に於て中小企業資金金融通法の制定を促進せられたいとの請願。

第一七一六号 昭和二十七年四月十五日受理
中小企業資金金融通法制定促進に関する請願

請願者 石川県金沢市上近江町 一五金沢水産信用組合 長 渡藤與八外二十五 名

紹介議員 中川 幸平君
わが国産業振興の中核体である中小企業は、不当な重税と経済組織の矛盾による金融難にあえぎ、目下非常な危機に直面しているが、中小企業の振興なくして輸出産業も重要基礎産業も生活必需品産業も再建は期し難いものであるから、農林漁業資金金融通法に於て中小企業資金金融通法の制定を促進せられたいとの請願。

つて中小企業資金金融通法の制定を促進せられたいとの請願。
第一七一七号 昭和二十七年四月十五日受理
中小企業資金金融通法制定促進に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡新川町大字土器野新田三七 〇西春日井信用組合専務理事 水野美作 紹介議員 重宗 雄三君

この請願の趣旨は、第一七一六号と同じである。
第一七一八号 昭和二十七年四月十五日受理
中小企業資金金融通法制定促進に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内三ノ一東京都庁内東京都職員信用組合専務理事 米澤辰四郎 紹介議員 本村福八郎君

この請願の趣旨は、第一七一六号と同じである。
第一七七八号 昭和二十七年四月十六日受理
中小企業資金金融通法制定促進に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡豊木村大字大野二〇一ノ大野信用組合理事長 河野 賢一 紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。
第一七七九号 昭和二十七年四月十六日受理

中小企業資金金融通法制定促進に関する請願
請願者 佐賀市松原町七三佐賀県中小企業連盟会内 小柳儀六 紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。
第一七八〇号 昭和二十七年四月十六日受理
中小企業資金金融通法制定促進に関する請願

請願者 秋田県横手市長 佐々木 一郎 紹介議員 長谷山行發君

この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。
第一八〇五号 昭和二十七年四月十七日受理
中小企業資金金融通法制定促進に関する請願

請願者 愛媛県宇摩郡三島町伊予三島商工会議所会頭 井上伊勢吉 紹介議員 三橋八次郎君

この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。
第一八一五号 昭和二十七年四月十七日受理
中小企業資金金融通法制定促進に関する請願

請願者 山口県小野田市南中川町小野田信用組合長 奥正人 紹介議員 中川 以良君

この請願の趣旨は、第一六九二号と同じである。

第一八三二号 昭和二十七年四月十日受理
中小企業資金融通法制定促進に関する請願
請願者 福島県石城郡湯本町湯本信用組合理事長 松本久吉

紹介議員 木村 守江君
この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第一八三三号 昭和二十七年四月十日受理
中小企業資金融通法制定促進に関する請願
請願者 広島県呉市吉浦本町二ノ三吉浦信用組合長 引地権一

紹介議員 岩沢 忠泰君
この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第一七〇六号 昭和二十七年四月十日受理
電気料金引上げ反対に関する請願
請願者 宮崎県延岡市議会議長 長 岩切哲

紹介議員 竹下 豊次君
電力料金は、昨年八月全国的な反対を無視して強引に値上げされたが、半年ならずしてさらにまた今回値上げをしようとするのは、各種産業ならびに国民生活に与える影響が極めて大きいから、かかる値上げを阻止せられたいとの請願。

第一七三六号 昭和二十七年四月十五日受理
電気料金引上げ反対に関する請願
請願者 宮城県議会議長 今野貞亮

紹介議員 高橋進太郎君
全国九電力会社は、電気料金の再値上げを決定し、公益事業委員会に認可申請をしているよしであるが、県民生活の安定と産業振興上電気料金の値上げは当分行わないよう善処せられたいとの請願。

第一七三七号 昭和二十七年四月十五日受理
電気料金引上げ反対に関する請願
請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村 松助君
この請願の趣旨は、第一七三六号と同じである。

第一八〇八号 昭和二十七年四月十七日受理
電気料金引上げ反対に関する請願
請願者 鳥取県八頭郡家町郡家 井上善一 外五千五百八十九名

紹介議員 中田 吉雄君
この請願の趣旨は、第一七〇六号と同じである。

第十一部 通商産業委員会會議第三十四号 昭和二十七年五月十日【参議院】

互額な経費を要し、鉱山独自の力では完遂困難であるから、同経費の国庫支弁について特に考慮せられたいとの請願。

第一七三九号 昭和二十七年四月十五日受理
かんがい排水用電気料金引上げ反対等に関する請願
請願者 栃木県庁内社団法人栃木県耕地協会長 佐藤清一郎 外一名

紹介議員 大島 定吉君 植竹春彦君
昨年八月の電気料金大幅値上げは、かんがい排水用電力を必要とする特殊地域の農業経済に大きな負担となつてい

るが、その後半年を経過した今日再び全国平均三割二分の料金値上げを決定することであるが、これら特殊地域の産米は一般産米と同一価格で買上げられる点を考慮され、かんがい排水用電気料金については、値上げを行わないことおよび同料金の全額国庫負担の措置を講ぜられたいとの請願。

第一七九六号 昭和二十七年四月十七日受理
臨時石炭鉱害復旧法制定に関する請願
請願者 佐賀県庁内佐賀県鉱害対策協議会内 鍋島直紹

紹介議員 杉原 荒太君
最近における石炭鉱業の隆昌は、産業発展のために喜ばしいことであるが、一面農地、農業用施設、河川、堤防、道路等に幾多の鉱害を与えており、これに佐賀県における石炭採掘による陥没、亀裂等の被害は極めて多いと見られ、雨期を控え、災害誘発を憂慮されているから、今国会に提出を予定されている臨時石炭鉱害復旧法制定に関する請願。

第九二〇号 昭和二十七年四月十四日受理
中小企業振興緊急対策に関する陳情
陳情者 東京都千代田区丸ノ内三ノ四日本商工会議所会頭 藤山愛一郎

陳情者 東京都千代田区西神田二ノ四電気事業経営者会議内 新木栄吉
今国会に上提された公益事業令の一部を改正する法律案は、配電統制令によつて配電会社に出資又は譲渡された設備又は事業の復元を前提とし、それが実施されるまでの暫定措置として、新電力会社にあつたに公納金支拂義務を課せんとするものであつて、従来の公納金制度とは全くその趣旨を異にするものであるばかりでなく、その立法措置は憲法第二十九條に背反し、わが国電気事業の健全なる発達を阻害し、公共の福祉に反するものであるから、このような法案には反対であるとの陳情。

第九三九号 昭和二十七年四月十五日受理
電力事業再編成令改正に関する陳情
陳情者 長野県諏訪市議會議長 太田熊次郎

昭和二十五年十一月再編成をみた九分割案は、各地域間の電力融通の不円滑と相まつて以来種々の欠陥を露呈し、殊に昨秋の異常洪水に対する措置以来公益委の処理についてもよりやく不信の色が強く、かくては地方産業の発展を阻害する点が多いと思われるので、発電所の帰属返還および電力企業の地方公共団体への復元等を含めて電力事業再編成の改正方を取り計られたいとの陳情。

用、企業合理促進法による特別償却制度の適用、金融機関の充実等について特別の措置を講ぜられたいとの陳情。

第九三八号 昭和二十七年四月十五日受理
ポンド地域への輸出抑制は正に関する陳情
陳情者 長野県諏訪市議會議長 太田熊次郎

昨秋以来日本にとり重大なる難問題となつてい

るポンド地域向輸出の抑制を企図することとなつたが、かかる措置はいたずらに国民の経済活動を縮小させるばかりでなく、ひいては日本経済を破壊する虞があるから、この際積極的にポンドを使える外貨にするよう適切な施策を講ぜられたいとの陳情。

用、企業合理促進法による特別償却制度の適用、金融機関の充実等について特別の措置を講ぜられたいとの陳情。

第九三八号 昭和二十七年四月十五日受理
ポンド地域への輸出抑制は正に関する陳情
陳情者 長野県諏訪市議會議長 太田熊次郎

昨秋以来日本にとり重大なる難問題となつてい

第九四〇号 昭和二十七年四月十五日
日受理
電氣料金引上げ反対に関する陳情（八通）
陳情者 島根県議会議長 中島龍一 外十六名

電力会社は、近く電氣料金の値上げを実施する由であるが、これが、実現は、生活の安定および産業の発展に重大な影響をおよぼすことが明らかであるから、講和発効を控え、国内の安定と自立経済達成、輸出貿易振興等を図るため、今回の電氣料金引上げには反対であるとの陳情。

第九六八号 昭和二十七年四月十八日受理
電氣料金引上げ反対に関する陳情（二通）
陳情者 滋賀県彦根市議會議長 平良村勝次郎外一名

この陳情の趣旨は、第九四〇号と同じである。

第九四一号 昭和二十七年四月十五日受理
電氣料金引上げ反対に関する陳情
陳情者 大分県議會議長 岩崎貢

電氣料金の値上げに反対されると共に地域差料金制度撤廃について適当な措置を講ぜられたいとの陳情。

第九五三三号 昭和二十七年四月十六日受理
かんがい排水用電氣料金引上げ反対に関する陳情
陳情者 福岡県庁内福岡県耕地協

会内 井上義人外六名
九州地方は年々災害をこうむり農村経済は全く行詰り状態にて、現行のかん

がい排水用電氣料金ですら大きな負担となっており、これ以上の値上げとなれば負担の加重により折角増産意欲も減退の一途をたどることは必至であるから、かんがい排水用電氣料金再値上げには反対であるとの陳情。

第九五四号 昭和二十七年四月十六日受理
海外に茶葉技術者派遣の陳情
陳情者 東京都千代田区大手町二ノ八全国販賣農業協同組合連合会茶葉部内 加藤博

製茶の輸出振興を図るためには、海外消費市場の事情とりわけ消費者の嗜好状況を研究する必要がある。しかして戦後の輸出先は、アフリカおよび近東地方が主要販路となつたが、同地域は、人種風俗等が多様多様でその消費方法も異つてゐるから、この際同地域に調査員を派遣してその実情を調査せられたいとの陳情。

第九五五号 昭和二十七年四月十六日受理
電氣料金の地域差是正等に関する陳情
陳情者 岡山市岡山県商工会議所連合会内 伊原木伍朗

今回の第二次電氣料金値上げを地区別に見ると、中国地区は単価において最高を示し、地域差を比較すれば、同地区は北陸地区の三倍、東北地区の二倍となり、同地区の産業にいちじるしい影響を与えるから、今回の値上げを最少限度に止めるとともに、地域間の電力融通等の方法によつて地域差を是正せられたい。なお、今次の値上げ実施を機会に電氣料金の賦加方法を従量制に

改められたいとの陳情。

第九六四号 昭和二十七年四月十七日受理
かんがい排水用電氣料金軽減等に関する陳情
陳情者 神奈川県議會議長 加藤 詮外十五名

かんがい排水用電氣料金の特別扱の廃止された今日、またまた料金の値上げを行うことは、本県三万農民を自滅の苦境に追いこむものであるから、（一）かんがい排水用電氣料金の三割引と電力不使用月の料金を免除すること、（二）かんがい排水用電氣料金の工事費負担金限度の低下を図ること、（三）かんがい排水用には予納金制を適用しないこと等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第九六七号 昭和二十七年四月十八日受理
かんがい排水用電氣料金軽減等に関する陳情
陳情者 長野県庁内かんがい排水管理対策委員会内 小坂善太郎外十四名

この陳情の趣旨は、第九六四号と同じである。

五月二日本委員会に左の事件を付託された

一、電氣料金引上げ反対に関する請願（第一八五三三号）（第一八七二二号）（第一九四二二号）
一、中小企業資金融通法制定促進に関する請願（第一八六二二号）（第一八七三三号）（第一九二〇号）（第一九四一四号）（第一八六一一四号）（第一九六〇号）
一、水力電源地域の電氣料金に関する

請願（第一九一九号）
一、小丸川水系川原、石河内第二両発電所復元に関する請願（第一九二二二号）
一、電氣料金値上げ反対に関する請願（第一九七六号）
一、電氣料金の地域差撤廃に関する陳情（第九八一七号）
一、電氣料金引上げ反対に関する陳情（第九九五五号）（第一〇〇三三号）
一、電氣料金単価の合理化等に関する陳情（第九九六六号）

第九八一七号 昭和二十七年四月十九日受理
電氣料金の地域差撤廃に関する陳情
陳情者 山口県宇部市議會議長 上田十一

昨年八月の電氣料金改訂以来、地域差が拡大されたため、中国地区はいちじるしい打撃をこうむつてゐる。しかるに今回さらに電氣料金が値上げされる由であるが、万一この値上案がそのまゝ実施されると、民生の安定にじん大な影響をおよぼすばかりでなく、中国地区の産業は壊滅にひんするものが憂慮されてゐるから、（一）水火力調整金制度の活用（二）地帯間融通電力量の増量等適切な方法により地域差の撤廃について考慮せられたいとの陳情。

第九九五五号 昭和二十七年四月二十日受理
電氣料金引上げ反対に関する陳情
陳情者 兵庫県議會議長 細見達

電氣料金は、昨年八月全国的な反対を無視して強引に値上げされたが、半年ならずしてさらにまた今回値上げをしようとするとは、各種産業ならびに

民生活に与える影響が極めて大きいから、かかる値上げを阻止せられたいとの陳情。

第一〇〇三三号 昭和二十七年四月二十二日受理
電氣料金引上げ反対に関する陳情
陳情者 愛知県議會議長 田辺秀世

電氣料金は、昨年八月全国的な反対を無視して強引に値上げされたが、半年ならずしてさらにまた今回値上げをしようとするとは、各種産業ならびに国民生活に与える影響が極めて大きいから、かかる値上げを阻止せられたいとの陳情。

第九九六六号 昭和二十七年四月二十二日受理
電氣料金単価の合理化等に関する陳情
陳情者 福岡県八幡市議會議長 上段逸作

電氣料金は事業の健全なる運営および民主的発展のため必要なる経費を補償する原価主義により算定されるべきで、大幅なる物価変動が生じた場合はこれに變更を要することは認めるものであるが、経営に行詰りを感じるや直ちに料金値上げを申請し、その責任を一般大衆に転かすが如きことは絶対に許されないことであるから、（一）料金単価の合理化、（二）地域差の撤廃、（三）供給規程の改正等を実現し、電氣事業の在り方自体を再検討せられたる陳情。

第一八五三三号 昭和二十七年四月二十一日受理
電氣料金引上げ反対に関する請願
請願者 岡山市議會議長 則武

董三郎
紹介議員 加藤 武徳君
中国地区における電気料金は、他地区に比して高額であるため中国各県はもとより県下七市の産業振興上、また市民の生活上非常な不利益をこうむつてきた。この度中国電力株式会社は電気料金平均三十七・九パーセントという大幅値上を申請したが、値上の理由も一方的であり、電気事業の公共性からみても妥当でないから、大幅値上げに反対であるとの請願。

第一八七二号 昭和二十七年四月二十一日受理
電気料金引上げ反対に関する請願
請願者 大阪府議会内 西川 浅太郎
紹介議員 澤淵 春次君
今回の電気料金値上げに対して、全国各地の聴聞会において出席者の悉くが反対意見を表明していることは、国民の上諭を物語るものであるから、公益事業委員会に対して、公平なる裁定を実施するよう勧告せられたいとの請願。

第一九四二号 昭和二十七年四月二十三日受理
電気料金引上げ反対に関する請願
請願者 北海道小樽市議会
紹介議員 長 岩谷 静衛
紹介議員 堀 末治君
この請願の趣旨は、第一八五三号と同じである。

第一八六一号 昭和二十七年四月二十一日受理
中小企業資金融通法制定促進に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋茅場町二ノ一第三信用協同組合長理事 佐々田 三郎
紹介議員 櫻内 辰郎君
わが国産業振興の中核体である中小企業は、全国企業体の九十九パーセントを占め、国税負担では全国の六十五パーセントを占めている。しかるに中小企業の現状は、重税と金融難にあえいでいるから、政府はさきに制定した農林漁業資金融通法に倣つて中小企業資金融通法を制定し、少くとも三百二十億円の政府資金を融通せられたいとの請願。

第一八六二号 昭和二十七年四月二十一日受理
中小企業資金融通法制定促進に関する請願
請願者 千葉県山武郡東金町東金二、〇五九東金信用組合長 能勢 勇一
紹介議員 山崎 恒君
この請願の趣旨は、第一八六一号と同じである。

第一八七三三三 昭和二十七年四月二十一日受理
中小企業資金融通法制定促進に関する請願
請願者 広島県芦品郡新市町大字新市七〇三新市信用組合長理事 木村 一太
紹介議員 山下 義信君
この請願の趣旨は、第一八六一号と同じである。

第一九二〇号 昭和二十七年四月二十二日受理
この請願の趣旨は、第一八六一号と同じである。

中小企業資金融通法制定促進に関する請願
請願者 愛知県知多郡大野町大野町信用組合長理事 森田 五郎
紹介議員 竹中 七郎君
この請願の趣旨は、第一八六一号と同じである。

第一九四一四一 昭和二十七年四月二十三日受理
中小企業資金融通法制定促進に関する請願
請願者 愛知県東春日井郡品野町品野信用組合長理事 戸田 兼助外一名
紹介議員 山田 佐一君
この請願の趣旨は、第一八六一号と同じである。

第一九六〇号 昭和二十七年四月二十四日受理
中小企業資金融通法制定促進に関する請願
請願者 香川県仲多度郡善通寺町本郷通四国ミシン企業組合内 松本 喜佐美外四名
紹介議員 三好 始君
この請願の趣旨は、第一八六一号と同じである。

第一九一九九 昭和二十七年四月二十二日受理
水力電源地域の電気料金に関する請願
請願者 宮崎県議会議員 日高 弥一
紹介議員 竹下 豊次君
宮崎県は、地勢上河川が多く、降雨量も多いため、水力電源に恵まれ、すでに二十六万キロの電力を発電しているが、県内に供給する量はその一割に過ぎず、しかも電気料金においては、火力料金を加算した高率料金を課せられていることは、東北、北陸地域の電気料金が他地域に較べて極めて安価であるのに対し、極めて不合理であるから、これと同一条件にある宮崎県には水力のみによる特定料金を設定せられたいとの請願。

第一九二一 昭和二十七年四月二十二日受理
小丸川水系川原、石河内第二両発電所復元に関する請願
請願者 宮崎県議会議員 日高 弥一
紹介議員 竹下 豊次君
小丸川水系川原、石河内第二両発電所は、宮崎県が県民一致の世論に基き昭和十三年に完成したものであるが、戦時中電力管理法により日本発送電株式会社に強制譲渡のやむなきに至つたのである。しかるにその後完成された石河内第一、渡川両発電所とともにこれらを総合運営することによつて始めて治水、かんがい等所期の目的を達せられるものであるから、この際両発電所をすみやかに県に復元せられたいとの請願。

第一九七六 昭和二十七年四月二十四日受理
電気料金値上げ反対に関する請願
請願者 鳥取県鳥取郡松保村足山 片山 勘三郎外七千三百三十二名
紹介議員 中田 正雄君
本年五月以降、またまた電力料金が大幅値上げされることになったが、電力料金が値上げされると、諸物価がそれにつけ込んで高くなり生産費の増大、大衆生活への重圧となり遂には收拾のつかない事態を招来するから電力料金値上げに反対であるとの請願。

五月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、航空機製造法案
一、ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案

航空機製造法案
航空機製造法
第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 製造等の事業（第三條・第四條）
第三章 航空機（第六條・第十條）
第四章 航空機用機器（第十一條・第十四條）
第五章 航空工場検査官及び航空工場検査員（第十五條・第十六條）
第六章 雑則（第十七條・第二十一條）
第七章 罰則（第二十二條・第二十五條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「航空機」とは、航空法（昭和二十七年法律

につけ込んで高くなり生産費の増大、大衆生活への重圧となり遂には收拾のつかない事態を招来するから電力料金値上げに反対であるとの請願。

航空機製造法案
航空機製造法
第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 製造等の事業（第三條・第四條）
第三章 航空機（第六條・第十條）
第四章 航空機用機器（第十一條・第十四條）
第五章 航空工場検査官及び航空工場検査員（第十五條・第十六條）
第六章 雑則（第十七條・第二十一條）
第七章 罰則（第二十二條・第二十五條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「航空機」とは、航空法（昭和二十七年法律

につけ込んで高くなり生産費の増大、大衆生活への重圧となり遂には收拾のつかない事態を招来するから電力料金値上げに反対であるとの請願。

航空機製造法案
航空機製造法
第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 製造等の事業（第三條・第四條）
第三章 航空機（第六條・第十條）
第四章 航空機用機器（第十一條・第十四條）
第五章 航空工場検査官及び航空工場検査員（第十五條・第十六條）
第六章 雑則（第十七條・第二十一條）
第七章 罰則（第二十二條・第二十五條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「航空機」とは、航空法（昭和二十七年法律

につけ込んで高くなり生産費の増大、大衆生活への重圧となり遂には收拾のつかない事態を招来するから電力料金値上げに反対であるとの請願。

航空機製造法案
航空機製造法
第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 製造等の事業（第三條・第四條）
第三章 航空機（第六條・第十條）
第四章 航空機用機器（第十一條・第十四條）
第五章 航空工場検査官及び航空工場検査員（第十五條・第十六條）
第六章 雑則（第十七條・第二十一條）
第七章 罰則（第二十二條・第二十五條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「航空機」とは、航空法（昭和二十七年法律

につけ込んで高くなり生産費の増大、大衆生活への重圧となり遂には收拾のつかない事態を招来するから電力料金値上げに反対であるとの請願。

航空機製造法案
航空機製造法
第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 製造等の事業（第三條・第四條）
第三章 航空機（第六條・第十條）
第四章 航空機用機器（第十一條・第十四條）
第五章 航空工場検査官及び航空工場検査員（第十五條・第十六條）
第六章 雑則（第十七條・第二十一條）
第七章 罰則（第二十二條・第二十五條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「航空機」とは、航空法（昭和二十七年法律

につけ込んで高くなり生産費の増大、大衆生活への重圧となり遂には收拾のつかない事態を招来するから電力料金値上げに反対であるとの請願。

航空機製造法案
航空機製造法
第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 製造等の事業（第三條・第四條）
第三章 航空機（第六條・第十條）
第四章 航空機用機器（第十一條・第十四條）
第五章 航空工場検査官及び航空工場検査員（第十五條・第十六條）
第六章 雑則（第十七條・第二十一條）
第七章 罰則（第二十二條・第二十五條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「航空機」とは、航空法（昭和二十七年法律

につけ込んで高くなり生産費の増大、大衆生活への重圧となり遂には收拾のつかない事態を招来するから電力料金値上げに反対であるとの請願。

航空機製造法案
航空機製造法
第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 製造等の事業（第三條・第四條）
第三章 航空機（第六條・第十條）
第四章 航空機用機器（第十一條・第十四條）
第五章 航空工場検査官及び航空工場検査員（第十五條・第十六條）
第六章 雑則（第十七條・第二十一條）
第七章 罰則（第二十二條・第二十五條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「航空機」とは、航空法（昭和二十七年法律

につけ込んで高くなり生産費の増大、大衆生活への重圧となり遂には收拾のつかない事態を招来するから電力料金値上げに反対であるとの請願。

航空機製造法案
航空機製造法
第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 製造等の事業（第三條・第四條）
第三章 航空機（第六條・第十條）
第四章 航空機用機器（第十一條・第十四條）
第五章 航空工場検査官及び航空工場検査員（第十五條・第十六條）
第六章 雑則（第十七條・第二十一條）
第七章 罰則（第二十二條・第二十五條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「航空機」とは、航空法（昭和二十七年法律

につけ込んで高くなり生産費の増大、大衆生活への重圧となり遂には收拾のつかない事態を招来するから電力料金値上げに反対であるとの請願。

航空機製造法案
航空機製造法
第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 製造等の事業（第三條・第四條）
第三章 航空機（第六條・第十條）
第四章 航空機用機器（第十一條・第十四條）
第五章 航空工場検査官及び航空工場検査員（第十五條・第十六條）
第六章 雑則（第十七條・第二十一條）
第七章 罰則（第二十二條・第二十五條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「航空機」とは、航空法（昭和二十七年法律

につけ込んで高くなり生産費の増大、大衆生活への重圧となり遂には收拾のつかない事態を招来するから電力料金値上げに反対であるとの請願。

航空機製造法案
航空機製造法
第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 製造等の事業（第三條・第四條）
第三章 航空機（第六條・第十條）
第四章 航空機用機器（第十一條・第十四條）
第五章 航空工場検査官及び航空工場検査員（第十五條・第十六條）
第六章 雑則（第十七條・第二十一條）
第七章 罰則（第二十二條・第二十五條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「航空機」とは、航空法（昭和二十七年法律

につけ込んで高くなり生産費の増大、大衆生活への重圧となり遂には收拾のつかない事態を招来するから電力料金値上げに反対であるとの請願。

航空機製造法案
航空機製造法
第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 製造等の事業（第三條・第四條）
第三章 航空機（第六條・第十條）
第四章 航空機用機器（第十一條・第十四條）
第五章 航空工場検査官及び航空工場検査員（第十五條・第十六條）
第六章 雑則（第十七條・第二十一條）
第七章 罰則（第二十二條・第二十五條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「航空機」とは、航空法（昭和二十七年法律

につけ込んで高くなり生産費の増大、大衆生活への重圧となり遂には收拾のつかない事態を招来するから電力料金値上げに反対であるとの請願。

航空機製造法案
航空機製造法
第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 製造等の事業（第三條・第四條）
第三章 航空機（第六條・第十條）
第四章 航空機用機器（第十一條・第十四條）
第五章 航空工場検査官及び航空工場検査員（第十五條・第十六條）
第六章 雑則（第十七條・第二十一條）
第七章 罰則（第二十二條・第二十五條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「航空機」とは、航空法（昭和二十七年法律

につけ込んで高くなり生産費の増大、大衆生活への重圧となり遂には收拾のつかない事態を招来するから電力料金値上げに反対であるとの請願。

航空機製造法案
航空機製造法
第一章 総則（第一條・第二條）
第二章 製造等の事業（第三條・第四條）
第三章 航空機（第六條・第十條）
第四章 航空機用機器（第十一條・第十四條）
第五章 航空工場検査官及び航空工場検査員（第十五條・第十六條）
第六章 雑則（第十七條・第二十一條）
第七章 罰則（第二十二條・第二十五條）
附則
第一章 総則
（目的）
第一條 この法律は、航空機及び航空機用機器の生産技術の向上を図ることにより、これらの性能を確保し、あわせて航空機工業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律において「航空機」とは、航空法（昭和二十七年法律

につけ込んで高くなり生産費の増大、大衆生活への重圧となり遂には收拾のつかない事態を招来するから電力料金値上げに反対であるとの請願。

第一号 第二條第一項の航空機をいう。

2 この法律において「航空機用機器」とは、左に掲げる物をいう。

一 航空機用原動機

二 航空機用プロペラ

三 前二号に掲げる物の外、航空機の一部を構成し、又はこれに装備される機械器具であつて、政令で定めるもの

第二章 製造等の事業

第三條 航空機又は航空機用機器の製造又は修理（改造を含む、航空機又は航空機用機器の製造工場において行ふものに限る。以下この章において同じ。）の事業を行おうとする者は、当該製造又は修理を行ふ工場ごとに、左に掲げる事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 工場の名称及び所在地

三 製造又は修理をする航空機又は航空機用機器の種類

四 事業開始の予定時期

2 前項の届出書には、事業計画書及び製造又は修理のための設備の概要を記載した書面並びに法人にあつては定款又は寄附行為を添附しなければならない。

（届出事項の変更）

第四條 航空機又は航空機用機器の製造又は修理の事業を行う者は、前條第一項の届出書に記載された事項について変更があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。

（事業の休業等の届出）

第五條 航空機又は航空機用機器の製造又は修理の事業を行う者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。その事業を一月以上休止するときは、同様とする。

第三章 航空機（製造設備等の検査）

第六條 航空機の製造をする者は、通商産業省令で定める航空機の区分に従い、その製造のための設備及び製造の方法（以下「製造設備等」という。）について、通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後に、その製造設備等により航空機の製造をしてはならない。但し、試験的に製造をする場合は、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の検査の申請があつたときは、申請に係る製造設備等が通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合するかどうかを検査し、適合すると認めるときは、これを合格としなければならない。

3 航空機を製造する者は、航空機の製造のための製造設備等について通商産業省令で定める変更をしようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の承認の申請があつたときは、申請に係る変更後の製造設備等が第二項の生産技術上の基準に適合するかどうかを検査し、適合すると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

第七條 通商産業大臣は、航空機の製造のための製造設備等が前條第二項の生産技術上の基準に適合しなくなつたときは、期間を定め、当該製造設備等をその基準に適合するように改良すべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指示を行つた場合において、同項の期間内に当該製造設備等についてその指示に基づく改良が行われなかつたときは、前條第二項の合格の決定を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、航空機を製造する者が航空機の製造のための製造設備等について前條第三項の承認を受けないで同項の変更をしたときは、その合格の決定を取り消すことができる。

（製造の確認）

第八條 航空機の製造をする者は、その製造に係る航空機について通商産業大臣の確認を受けなければならない。但し、第六條第一項但書に規定する場合は、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の確認の申請があつたときは、申請に係る航空機が第六條第一項の検査に合格し、又は同條第三項の承認を受けた製造設備等により製造されたものであるかどうかについて確認をしなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の確認をしたときは、申請者に製造確認書を交付しなければならない。

4 航空機を製造した者は、前項の確認を受けるのである。

（修理設備等の検査）

第九條 航空機の修理（改造を含む、通商産業省令で定める軽微な修理並びに航空機運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理及びこれに準ずるものを除く。以下同じ。）をする者は、通商産業省令で定める航空機又は修理の区分に従い、その修理のための設備及び修理の方法（以下「修理設備等」という。）について、通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後に、その修理設備等により航空機の修理をしてはならない。但し、試験的に修理する場合は、この限りでない。

2 第六條第二項から第四項まで及び第七條の規定は、航空機の修理設備等に準用する。

（修理の確認）

第十條 航空機について通商産業省令で定める修理をする者は、その修理に係る航空機について、通商産業大臣の確認を受けなければならない。但し、前條第一項但書に規定する場合は、この限りでない。

2 航空機の修理（前項の通商産業省令で定めるものを除く。）をする者は、その修理に係る航空機について、通商産業省令で定める資格を有する航空機検査技術者の確認を受けなければならない。但し、前條第一項但書に規定する場合は、この限りでない。

（使用の制限）

第十三條 航空機の製造又は修理（航空法第十七條第一項の予備品証明を受けた装備品を用いてするものを除く。以下この條において

製造確認書とともにするのでなければ、その製造に係る航空機を他人に引き渡してはならない。但し、第六條第一項但書に規定する場合は、この限りでない。

（製造設備等の検査）

第十一條 航空機用機器の製造をする者は、通商産業省令で定める航空機用機器の区分に従い、その製造設備等について、通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後に、その製造設備等により航空機用機器の製造をしてはならない。但し、試験的に製造をする場合は、この限りでない。

2 第六條第二項から第四項まで及び第七條の規定は、航空機用機器の製造設備等に準用する。

（製造証明）

第十二條 航空機用機器の製造をする者は、その製造に係る航空機用機器について通商産業大臣の製造証明を受けることができる。

2 通商産業大臣は、前項の製造証明の申請があつたときは、申請に係る航空機用機器が通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合するかどうかを検査し、適合すると認めるときは、前項の製造証明をしなければならない。

3 第八條第三項及び第四項の規定は、航空機用機器の製造証明に準用する。

（使用の制限）

第十三條 航空機用機器の製造又は修理（航空法第十七條第一項の予備品証明を受けた装備品を用いてするものを除く。以下この條において

製造確認書とともにするのでなければ、その製造に係る航空機用機器を他人に引き渡してはならない。但し、第六條第一項但書に規定する場合は、この限りでない。

（製造設備等の検査）

第十四條 航空機用機器の製造をする者は、通商産業省令で定める航空機用機器の区分に従い、その製造設備等について、通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後に、その製造設備等により航空機用機器の製造をしてはならない。但し、試験的に製造をする場合は、この限りでない。

2 第六條第二項から第四項まで及び第七條の規定は、航空機用機器の製造設備等に準用する。

（製造証明）

第十五條 航空機用機器の製造をする者は、その製造に係る航空機用機器について通商産業大臣の製造証明を受けることができる。

2 通商産業大臣は、前項の製造証明の申請があつたときは、申請に係る航空機用機器が通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合するかどうかを検査し、適合すると認めるときは、前項の製造証明をしなければならない。

3 第八條第三項及び第四項の規定は、航空機用機器の製造証明に準用する。

（使用の制限）

第十四條 航空機用機器の製造又は修理（航空法第十七條第一項の予備品証明を受けた装備品を用いてするものを除く。以下この條において

製造確認書とともにするのでなければ、その製造に係る航空機用機器を他人に引き渡してはならない。但し、第六條第一項但書に規定する場合は、この限りでない。

同じ。をする者は、製造証明のない航空機用機器（輸入された航空機用機器を除く）を航空機の製造又は修理に用いてはならない。但し、試験的に用いる場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

（修理設備等の検査）

第十四條 航空機用機器の修理をする者は、通商産業省令で定める航空機用機器又は修理の区分に従い、その修理設備等について、通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、その修理設備等により航空機用機器の修理をしてはならない。但し、継続的な修理を目的としない場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 第六條第二項から第四項まで及び第七條の規定は、航空機用機器の修理設備等に準用する。

第五章 航空工場検査官及び航空工場検査員

第十五條 通商産業省に、航空工場検査官（以下「検査官」という。）を置く。

2 検査官は、この法律の規定による検査又は確認に関する事務に従事する。

第十六條 通商産業大臣は、航空機又は航空機用機器の製造工場又は修理工場（航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理工場及びこれに準ずるものを除く。）の従業員であつて、政令で定めるものを前條第二項に規定する事務に従

事させることができる。

第六章 雑則

（報告徴収及び立入検査）

第十七條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、航空機若しくは航空機用機器の製造若しくは修理をする者から、航空機若しくは航空機用機器の製造若しくは修理若しくは製造設備等若しくは修理設備等に関する報告を徴し、又はその職員にその者の事務所、工場、倉庫若しくは航空機若しくは航空機用機器の所在する場所に立ち入り、航空機、航空機用機器、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八條 別表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。（不服の申立）

第十九條 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に対し、不服の申立をすることができる。

第二十條 通商産業大臣は、不服の申立を受領したときは、その不服の申立をした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開に

よる聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、不服の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第二十一條 通商産業大臣は、前條の聴聞を行った後、文書をもつて決定をし、その旨を不服の申立をした者に送付しなければならない。

第七章 罰則

第二十二條 第六條第一項、第九條第一項、第十一條第一項、第十三條又は第十四條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 第八條第四項（第十條第三項及び第十二條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出した者

二 第四條又は第五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十七條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（決定）

第二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三章及び第四章（第八條第四項及び第十三條を除く。）の規定は、昭和二十七年九月一日から、第八條第四項及び第十三條の規定は、昭和二十七年十一月一日から施行する。

2 第六條第一項、第九條第一項、第十一條第一項及び第十四條第一項の規定の施行の際現に航空機又は航空機用機器の製造又は修理を行つてゐる者は、これらの規定にかかわらず、昭和二十七年九月三十日まで、その製造設備等又は修理設備等により航空機又は航空機用機器の製造又は修理をするることができる。

3 航空機等に関する措置に関する件（昭和二十年商工省令、文部省令、運輸省令第一号）は、廃止する。

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第三十三号の次に次の二号を加える。

三十三の二 航空機又は航空機用機器の製造設備等又は修理設備等の検査をすること。

三十三の三 航空機又は航空機用機器の確認又は証明をすること。

第十條第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 航空機又は航空機用機器の製造設備等又は修理設備等の検査にすること。

六の三 航空機又は航空機用機器の確認又は証明にすること。

第二十四條第一項の表中

計量行政審議会	計量に関する重要事項を調査審議すること
航空機生産審議会	航空機及びその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議すること。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表

納付しなければならない者	金額
一 第六條第一項の検査又は同條第三項の承認を申請する者	九万円
二 第八條第一項の承認を申請する者	八千円
三 第九條第一項の検査又は同條第二項において準用する第六條第三項の承認を申請する者	五万円
四 第十條第一項の承認を申請する者	四万円
五 第十一條第一項の検査又は同條第二項において準用する第六條第三項の承認を申請する者	六万円
六 第十二條第一項の製造証明を申請する者	五千元
イ 航空機用原動機	一千五百円
ロ 航空機用プロペラ	二千五百円
ハ その他の航空機用機器	二万円
七 第十四條第一項の検査又は同條第二項において準用する第六條第三項の承認を申請する者	二万円

第一條を次のように改める。

(定義)

ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律案
ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律
ドイツ人工業所有権特別措置令(昭和二十五年政令第四号)の一部を次のように改正する。
第一條の前に次の目次及び章名を加える。

目次

- 第一章 總則(第一條)
- 第二章 特許(第二條—第十六條)
- 第三章 実用新案及び意匠(第十七條—第二十條)
- 第四章 商標(第二十一條—第二十九條)
- 第五章 罰則(第三十條)
- 附則
- 第一章 總則

第二條第一項中「昭和二十年九月十三日」を「昭和二十年九月二十日」に改め、「実用新案権又は意匠権」及び「実用新案法(大正十年法律第九十七号)第二十六條又は意匠法(大正十年法律第九十八号)第二十五條において準用する場合を含む。以下同じ。」を削り、同條第二項中「実用新案権又は意匠権」を削り、「これらに関する」を「これに関する」に改める。

第三條の見出し中「特許料等の不納による」を削り、同條中「昭和二十年九月十三日」を「昭和二十年九月二十日」に改め、「若しくは考案」及び「実用新案権又は意匠権」を削り、同條に次の但書を加える。
但し、ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が指定した特許権にあつては、その指定に係る第十五條第四号の規定による公告の日から六月を経過した日後、三國が譲り渡した特許権にあつては、その譲渡に係る第十五條第五号の規定による公告の日から三月を経過した日後は、この限りでない。

第四條第一項中「実用新案登録出願、意匠登録出願若しくは商標登録出願(標章及び団体標章の登録出願並びに商標権、標章権及び団体標章権の存続期間更新の登録出願を含む。以下同じ。)」を削り、「昭和二十年九月十三日」を「昭和二十年九月二十日」に改め、同條第二項中「実用新案登録出願、意匠登録出願若しくは商標登録出願」を削り、「昭和二十年九月十三日」を「昭和二十年九月二十日」に改め、同條第三項中「実用新案公報、意匠公報又は商標公報」

を削り、同條第四項中「実用新案権又は意匠権」を削る。
第四條の次に次の十二條及び三章を加える。

(特許の取消)

第五條 特許庁長官は、三國からドイツ財産たる特許権について特許を取り消すべき旨の請求を受けたときは、その旨を特許公報で公告しなければならない。

2 前項の請求について異議がある者は、同項の規定による公告の日から六十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、特許庁長官に異議の申立をすることができ、特許庁長官は、前項の異議の申立があつたときは、その申立に係る異議を三國に通知しなければならない。

4 特許庁長官は、第二項の期間内に異議の申立がないとき、又は同項の期間内に異議の申立があつた場合において、三國から第一項の請求を受理しない旨の通知を受けたときは、当該特許権について特許を取り消さなければならない。

(特許出願の無効)
第六條 特許庁長官は、三國からドイツ財産たる特許を受けるの権利に係る特許出願を無効とすべき旨の請求を受けたときは、その旨を特許公報で公告しなければならない。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。
3 特許庁長官は、前項において準用する前條第四項の規定により特許出願を無効としたときは、特許庁において出願書類及び附属物件

を公衆の閲覧に供するとともに、その出願に係る発明の明細書及び図面を特許公報に記載しなければならない。

(特許又は登録の除外)

第七條 前條第二項において準用する第五條第四項の規定により無効とされた特許出願の出願書類に記載された発明若しくは考案と同一の発明又は同一若しくは類似の考案については、特許し、又は実用新案若しくは意匠の登録をしない。但し、その特許出願前の出願に係る発明又は考案については、この限りでない。

2 特許又は登録が前項の規定に違反してされたときは、審判によりこれを無効としなければならない。

3 前項の規定による特許又は登録の無効は、特許法第八十四條第一項第一号の特許の無効又は実用新案法(大正十年法律第九十七号)第二十二條第一項第一号若しくは意匠法(大正十年法律第九十八号)第二十二條第一項第一号の登録の無効とみなし、これらの法律中特許又は登録の無効に関する規定を適用する。

4 第二項の無効の審判については、特許法第八十五條第一項及び実用新案法第二十三條第一項の規定は、適用しない。

(特許料に関する特例)
第八條 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が指定した特許権については、特許証主は、特許法第六十九條第一項前段の規定にかかわらず、その指定の

日の属する特許年度（特許法第四十三條第一項に規定する十五年の各年をいう。以下同じ。）以前の特許年度についての特許料で、まだ納付していないものを、その指定に係る第十五條第四号の規定による公告の日から六月以内に納付することが出来る。

2 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が指定した特許権の特許料で、納付すべき期限が既に到来し、又はその指定に係る第十五條第四号の規定による公告の日から六月以内に到来するものについては、同号の規定による公告の日から六月以内は、特許法第六十九條第一項後段の規定は、適用しない。

第九條 三国が譲り渡したドイツ財産たる特許権については、特許証主は、特許法第六十九條第一項前段の規定にかかわらず、その譲渡の日の属する特許年度以前の特許年度についての特許料で、まだ納付していないものを、その譲渡に係る第十五條第五号の規定による公告の日から三月以内に納付することが出来る。

2 三国が譲り渡したドイツ財産たる特許権の特許料で、納付すべき期限が既に到来し、又はその譲渡に係る第十五條第五号の規定による公告の日から三月以内に到来するものについては、同号の規定による公告の日から三月以内は、特許法第六十九條第一項後段の規定は、適用しない。

第十條 第八條第一項又は前條第一項に規定する特許権は、同項の期

間内に特許料の納付がないときは、その指定又は譲渡の日にかかのぼつて消滅したものとみなす。

（実施権の消滅）

第十一條 三国の許諾により設定されたドイツ財産たる特許権に係る特許発明の実施権は、三国の決定に基き特許庁長官が指定したときは、その指定の日消滅する。

（損害賠償請求権等）

第十二條 三国以外の何人も、ドイツ財産であつた特許権については、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間における特許発明の実施に対する報酬又は特許権の侵害に対する損害賠償を請求することができない。

（不実施期間の特例）

第十三條 ドイツ財産であつた特許権については、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間は、特許法第四十一條第一項及び第二項に規定する期間に算入しない。

（審判の除斥期間の特例）

第十四條 ドイツ財産であつた特許権については、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間は、特許法第八十五條第一項に規定する期間に算入しない。

（公告）

第十五條 特許庁長官は、左に掲げる場合は、その旨を特許公報で公告しなければならない。

- 一 第五條第四項の規定により特許を取り消したとき。
- 二 第六條第二項において準用す

る第五條第四項の規定により特許出願を無効としたとき。

三 第十一條の規定による指定をしたとき。

四 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が特許権又は特許を受ける権利を指定したとき。

五 三国からドイツ財産たる特許権又は特許を受ける権利を譲り渡した旨の通知があつたとき。

六 三国からドイツ財産たる特許権の存続期間が終了した旨の通知があつたとき。

（ドイツ財産からの除外）

第十六條 ドイツ財産たる特許権又は特許を受ける権利で、三国が譲り渡したものは、その譲渡の日からドイツ財産でなくなるものとする。

第三章 実用新案及び意匠

第十七條 第二章（第十三條を除く。）の規定は実用新案及び意匠に準用する。

第四章 商標

（商標権の回復）

第十八條 ドイツ人が昭和二十年九月二十日において有していた商標権（商標権及び団体商標権を含む。以下同じ。）で、商標法（大正十年法律第九十九号）第十條の存続期間の終了により消滅したものは、その存続期間の終了の時にさかのぼつて回復する。

（権利消滅の除外）

第十九條 ドイツ人が昭和二十年九月二十日において有していた商標権に関しては、商標法第十條の規

定は、適用しない。但し、ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が指定した商標権については、その指定に係る第二十八條第七号の規定による公告の日から九月を経過したときは、この限りでない。

（商標の登録に関する特例）

第二十條 第二十九條第一項において準用する第五條第四項の規定により登録を取り消された商標（商標法第二十六條第一項の商標及び同法第二十七條第一項の団体商標を含む。以下同じ。）と同一又は類似の商標で、その登録を取り消された商標に係る指定商品（商標法第五條の規定により指定した商品）をいう。以下同じ。）と同一又は類似の商品に使用するものについては、登録（商標権の存続期間更新の登録を除く。）をしない。但し、その取消に係る第二十八條第五号の規定による公告の日から一年経過した後の出願に係る商標及び左に掲げる者がその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品について出願するその商標と同一の商標（第二号及び第三号に掲げる者にあつては、その商標と同一又は類似の商標を使用した他人の商品との混同を防ぐのに適當な表示を附したものを。以下同じ。）については、この限りでない。

一 ドイツ財産管理令第四條の規定により三国に権属したものとされた日（同令第二條第五項のドイツ人財産以外のドイツ財産たる商標権については、その登録の取消の日）においてその登録

を取り消された商標の商標権者であつた者又はその承継人

二 国内においてその登録を取り消された商標と同一の商標をその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品に使用している者で、三国の決定に基き特許庁長官が指定するもの

三 日本国との平和條約の最初の効力の発生の際現にその登録を取り消された商標と同一の商標をその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品に専用する権利で外国の法令に基くものを有していた者又はその権利の承継人で、引き続きその権利を行使しているもの

2 前項但書各号に掲げる者が同項に規定する登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品についてその商標と同一の商標の登録の出願については、商標法第二條第一項第八号、第十号及び第十一号の規定は、適用しない。但し、その取消に係る第二十八條第五号の規定による公告の日から一年（前項但書第二号及び第三号に掲げる者がする出願については、政令で定める期間）を経過した後にその出願については、この限りでない。

3 第一項但書各号に掲げる者が同項に規定する登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品についてその商標と同一の商標の登録を出願した場合において、その出願に係る商標が他人（同項但書第三号に掲げる者がする出願にあつては、同号に掲げる者であつ

て、その登録を取り消された商標と同一の商標をその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品に専用する権利で一の外国の法令に基くものを有し、又は承認したものを除く。以下この條において同じ。の登録商標と同一又は類似であつて、同一又は類似の商品に使用するものであるときは、その出願については、商標法第二條第一項第九号の規定は、適用しない。

- 4 第一項但書各号に掲げる者が同項に規定する登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品についてするその商標と同一の商標の登録の出願が他人の出願と競合し、又は同日の出願となつたときは、同項但書各号に掲げる者が出願については、商標法第四條第一項の規定は、適用しない。
- 5 第二項但書の規定は、前二項の場合に準用する。
- 6 商標の登録が第一項の規定に違反してされたときは、審判によりこれを無効としなければならない。
- 7 前項の規定による登録の無効は、商標法第二十二條第一項第二号の登録の無効とみなし、同法中商標の登録の無効に関する規定を適用する。
- 8 第六項の無効の審判については、商標法第二十三條の規定は、適用しない。

例) (存続期間更新の登録の出願の特
第二十一條 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が

指定した商標で、その指定に係る第二十八條第七号の規定による公告の日までにその登録又は存続期間の更新(更新が二回以上行われたときは、その最後のもの)の日から十九年六月を経過しているものの第十九條但書の規定により適用されるべき商標法第十條の存続期間は、その公告の日から六月以内にする更新登録の出願により更新することができる。

2 前項の規定による存続期間の更新は、商標法第十一條の規定による存続期間の更新とみなし、同法中存続期間の更新に関する規定を適用する。

3 第一項の更新登録の出願に基き商標権の存続期間更新の登録を受ける者は、商標法第二十條第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する商標法第十條の存続期間が終了した日に登録を受けたものとした場合において登録料として納付すべきであつた金額を登録料として納付しななければならない。

(指定商標の使用の禁止等)
第二十二條 何人も、ドイツ財産たる商標権又は商標の登録出願から生じた権利に係る商標に關し三國の決定に基き通商産業大臣が指定する商標(以下「指定商標」といふ)と同一若しくは類似のものをその商標に係る指定商品と同一若しくは類似の商品に商標として使用し、又はこれを商標として使用した同一若しくは類似の商品を販売してはならない。但し、左に掲げる場合及び日本国との平和條約の最初の効力の発生の日から七年

以内において政令で定める期間を経過した後は、この限りでない。

一 通商産業大臣の指定の現に指定商標と同一又は類似のものを使用する者がその指定の日から一年以内にその商標を使用し、又はこれを使用した商品を販売するとき。

二 指定商標と同一又は類似のものを使用した商品を譲り受けた者が通商産業大臣の指定の日から二年以内にその商品を販売するとき。

三 三國の決定に基き通商産業大臣が指定する者(以下「被指定者」といふ)以外の者が登録を受けている商標をその指定商品に使用し、又はこれを使用した指定商品を販売するとき。

四 被指定者以外の者が使用している商標で取引若しくは需要者の間に広く認識されているものを同一若しくは類似の商品に使用し、又はこれを使用した同一若しくは類似の商品を販売するとき。

五 慣用されている商標を同一若しくは類似の商品に使用し、又はこれを使用した同一若しくは類似の商品を販売するとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示しなければならない。

第二十三條 指定商標と同一又は類似のものについては、登録(商標権の存続期間更新の登録を除く)をしない。但し、日本国との平和條約の最初の効力の発生の日から七年以内において政令で定める期

を経過した後は、この限りでない。

2 第二十條第六項から第八項までの規定は、前項の規定に違反してされた登録に準用する。

(商標の登録の取消等)
第二十四條 特許庁長官は、三國からドイツ財産たる商標権で、その商標が指定商標と同一であり、又はこれを有するものについて登録を取り消すべき旨の請求を受けたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 特許庁長官は、三國からドイツ財産たる商標の登録出願から生じた権利に係る商標の登録出願(商標権の存続期間更新の登録出願を含む。以下同じ)で、その商標が指定商標と同一であり、又はこれを有するものを無効とすべき旨の請求を受けたときは、その出願を無効としなければならない。

3 第一項の規定により登録を取り消された商標権がその取消の日までにその登録又は存続期間の更新(更新が二回以上行われたときは、その最後のもの)の日から二十年を経過しているときは、その商標権は、その二十年が経過した時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

(輸入許可の取消)
第二十五條 通商産業大臣は、三國からドイツ財産管理令第二十八條の二第一項の規定により輸入を許可した商品について許可を取り消すべき旨の請求を受けたときは、その許可を取り消さなければならない。

(損害賠償請求権)
第二十六條 三國以外の何人も、ドイツ財産であつた商標権について、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間における商標権の侵害に対する損害賠償を請求することができない。

(不使用期間等の特例)
第二十七條 ドイツ財産であつた商標権については、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間は、商標法第十四條に規定する期間に算入しない。

(公告)
第二十八條 特許庁長官は、左に掲げる場合は、その旨を特許公報で公告しなければならない。

一 第二十條第一項第二号の規定による指定をしたとき。

二 第二十四條第一項の規定により商標の登録を取り消したとき。

三 第二十四條第二項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

四 第二十五條の規定により通商産業大臣が許可を取り消したとき。

五 次條第一項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録を取り消したとき。

六 次條第二項において準用する第五條第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。

七 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が商標権又は商標の登録出願から生じ

た権利を指定したとき。

(準用)

第二十九條 第四條第一項から第三項まで、第五條、第六條第一項及び第二項並びに第十四條の規定は、商標に關し準用する。この場合において、第五條第一項中「特許権」とあるのは、「商標権(その商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものを除く。)」と、第六條第一項中「特許を受けるの権利」とあるのは、「商標の登録出願から生じた権利(その商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものを除く。)」と読み替へるものとする。

2 第二十四條第三項の規定は、前項において準用する第五條第四項の規定により登録を取り消された商標権に準用する。

第五章 罰則

第三十條 第二十二條第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。但し、第十七條において準用する第三條の規定は、第十七條において準用する第二條の規定により回復する実用新案権若しくは意匠権又は第十七條において準用する第四條第一項若しくは第二項の規定により確定審決が無効となつたために回復する実用新案権若しくは意匠権については、その回復した時から、第十九條の規定は、第十八條の規定により回復する商標権又は第二十九條第一項において準用する第四條第一項若しくは第二項の規定により確定審決が無効となつたため回復する商標権については、その回復した時から適用する。

昭和二十七年五月二十一日印刷

昭和二十七年五月二十二日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所